

1.③ 災害への地域と連携した対応の強化

概要

【通所系サービス★、短期入所系サービス★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、施設系サービス】

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならぬこととする。【省令改正】R3.1.13 諒問・答申済

2.(1)① 認知症専門ケア加算等の見直し

2.(1)① 認知症専門ケア加算等の見直し

概要

【ア：訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護療養型医療施設、介護老人保健施設】

- 認知症専門ケア加算等について、各介護サービスにおける認知症対応力を向上させていく観点から、以下の見直しを行う。
- ア 訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、他のサービスと同様に、認知症専門ケア加算を新たに創設する。【告示改正】
- イ 認知症専門ケア加算（通所介護、療養通所介護）の算定の要件の一つである、認知症専門ケアについて認知症ケアに関する専門性の高い看護師（※1）を修了した者の配置に配置する専門性の高い看護師（※2）を、加算の配置要件の対象に加える。【通知改正】
- なお、上記の専門研修により受講しやすい環境整備を行う。

※1 認知症ケアに関する専門研修
認知症専門ケア加算（Ⅰ）：認知症介護実践リーダー研修
認知症専門ケア加算（Ⅱ）：認知症介護指導者養成研修
認知症加算：認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修
、認知症介護実践者研修

※2 認知症ケアに関する専門性の高い看護師
①日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
②日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」

単位数

アについては、以下のとおり。
イについては、単位数の変更はなし。

<現行>
なし
⇒

<改定後>
認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3 単位／日 (新設) ※
認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4 单位／日 (新設) ※

※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護（Ⅱ）については、認知症専門ケア加算（Ⅰ） 90単位／月、認知症専門ケア加算（Ⅱ） 120単位／月

算定要件等

アについては、以下のとおり。
イについては、概要欄のとおり。

- <認知症専門ケア加算（Ⅰ）>（※既往要件と同）
- ・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上
 - ・ 認知症介護実践リーダー研修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上が20名未満の場合は1名以上、専門以上の場合は1名に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施
 - ・ 当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に定期的に開催
 - <認知症専門ケア加算（Ⅱ）>（※既往要件と同）
 - ・ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
 - ・ 介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定

2. (1)② 認知症に係る取組の情報公表の推進

概要

【全サービス（介護サービス情報公表制度の対象とならない居宅療養管理指導を除く）★】

- 介護サービス事業者の認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導を除く）を対象に、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表することを求めることがあります。【通知改正】
具体的には、通知「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」（平18老振発03331007）別添1について以下の改正を行う。

現行

別添1：基本情報調査票（下の表は、夜間対応型訪問介護の例）

事業所名：（記番）

基本情報調査票：夜間対応型訪問介護

計画年度	年度	記入年月日
記入者名	所属・職名	

3. 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項

従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況
事業所で実施している従業者の資質向上に向けた研修等の実施状況

(その内容)		実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組		
アセッサー(評価者)の人数	レベル2①	レベル2②	レベル3	レベル4
段位取得者の人数	人	人	人	人
外部評価(介護プロフェッショナルキャリア段位制度)の実施状況			[] 0なし・1あり	

【見直し】
認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、
認知症介護実践者研修、その他研修の欄を設け、
受講人数を入力させる

2.(1)④ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

概要

【全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）★】

- 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障の実現を実現していく観点から、介護に携わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サビス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。【省令改正】
その際、3年の経過措置期間を設けることとともに、新入職員の受講についても1年の猶予期間を設けることとする。

R3.1.13 諮問・答申済

(参考)介護従事者等の認知症対応力向上の促進

【認知症介護基礎研修】



受講要件

新任の介護職員等が認知症介護に最低限必要な知識、技能を修得



【目標】

介護に携わる全ての職員
受講

【認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修】



研修

- ・社会福祉士、介護福祉士等の資格を有する者又はこれに準ずる者
- ・認知症介護実践者研修を修了した者又はそれと同等の能力を有すると都道府県等が認めた者
- ・地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者等のいずれの要件も満たす者

認知症介護実践研修
ステップアップ
実践リーダー研修

【認知症介護指導者養成研修】



研修

- ・認知症介護実践研修の企画立案、介護の質の改善について指導できる者を養成
- ・事業所内のケアチームにおけるリーダーを養成

実践者研修

- ・原則、身体介護に関する知識、技術を修得しており、概ね実務経験2年程度の者

2. (2)① 看取り期における本人の意思を尊重したケアの充実

概要

【短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、居宅介護支援、介護老人保健施設、介護老人保健施設、介護老人福祉施設】
【域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護医療院】

- 看取り期における本人・家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を一層充実させる観点から、訪問看護等のターミナルケア加算における対応と同様に、基本報酬（介護医療院、介護報酬）、介護療養型医療施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設によるものを除く））や看取りに係る加算の算定要件において、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを求める。【告示改正、通知改正】
○ 施設サービスについて、サービス提供にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めることを求める。【通知改正】

算定要件等

- ターミナルケアに係る要件として、以下の内容等を通知等に記載する。
 - ・ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと。
- 施設サービス計画の要件として、以下の内容等を運営基準の通知に記載する
 - ・ 施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること。

2.(2)② 特別養護老人ホームにおける看取りへの対応の充実

概要

- 特別養護老人ホームにおける中重度者や看取りへの対応の充実を図る観点から、看取り介護加算の算定要件の見直しを行うとともに【告示改正、通知改正】、現行の死亡日以前30日前からの算定に加え、それ以前の一定期間の対応についても新たに評価する区分を設ける【告示改正】。
- あわせて、サービス提供にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めることを求める【通知改正】

単位数

<現行>		<改定後>	
	看取り介護加算(Ⅰ)	看取り介護加算(Ⅰ)	⇒ 死亡日45日前～31日前 72単位／日 (新設)
死亡日30日前～4日前	144単位／日	変更なし	変更なし
死亡日前々日、前日	680単位／日	変更なし	変更なし
死亡日	1,280単位／日		
	看取り介護加算(Ⅱ)	看取り介護加算(Ⅱ)	⇒ 死亡日45日前～31日前 72単位／日 (新設)
死亡日30日前～4日前	144単位／日	変更なし	変更なし
死亡日前々日、前日	780単位／日	変更なし	変更なし
死亡日	1,580単位／日	72単位／日	144単位／日
		死亡日	死亡日
		以前45日	以前30日
			死亡日 以前4日

算定要件等

- 看取り介護加算の要件として、以下の内容等を規定する。
 - ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと。(通知)
 - ・看取りに関する協議の場の参加者として、生活相談員を明記する。(告示)
 - ・施設サービス計画の作成に係る規定として、以下の内容等を通知に記載する。
 - 施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること。

2. (4)⑦ 退院・退所時のカンファレンスにおける 福祉用具専門相談員等の参画促進

概要 介護医療院】

- 退院・退所時のスマーズな福祉用具貸与の利用を図る観点から、居宅介護支援の退院・退所加算や施設系サービスの退所時の支援に係る加算において求められる退院・退所時のカンファレンスについて、退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合には、必要に応じ、福利用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参画することを明確化する。【通知改正】

単位数

- 変更なし。
※ 指定居宅介護支援における退院・退所加算

関係者からの利用者 に係る必要な情報提 供の回数	(1) イ 450 单位 (カンファレンス以外 の方法により実施)	(1) 口 600 单位 (カンファレンス により実施)	(II) イ 600 单位 2回以上 (カンファレンス以外 の方法により実施)	(II) 口 750 单位 2回 (うち1回以上はカン ファレンスを実施)	(III) 900 单位 2回以上 (うち1回以上はカン ファレンスを実施)
--------------------------------	---	------------------------------------	--	--	---

算定要件等

- 居宅介護支援における退院・退所加算のカンファレンスの要件について、以下の内容を通知に記載する。
 - ・ 退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの。

2.(5)① 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し①

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★】

- 個室ユニット型施設において、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、1ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求める、「原則としておおむね10人以下」とする。**【省令改正】R3.1.13 訒問・答申済**

基準

- 個室ユニット型施設における1ユニットの定員について、以下のとおり見直しを行う。
⇒
<現行>
おおむね10人以下としなければならない。
<改定後>
原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
 - ・当分の間、現行の入居定員を超えるユニットを整備する場合は、ユニット型施設における夜間及び深夜を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

2.(5)① 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し②

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★】

- ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。【省令改正、告示改正】
一部R3.1.13諮問・答申済

基準等

- 個室ユニット型施設における居室の基準（省令）について、以下のとおり見直しを行う。

<現行>

<改定後>

ユニットに属さない居室を改修したものについては、
入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室
を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じて
いても差し支えない。

- 算定告示の見直し（ユニット型介護福祉施設における介護福祉施設サービス費の例）

- ユニット型介護福祉施設サービス費
 - ・ユニット型介護福祉施設サービス費
 - ・ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅰ） ⇒
 - ・ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅱ） ⇒
 - ・経過的ユニット型介護福祉施設サービス費
- ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費
 - ・ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ） ⇒
 - ・ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ） ⇒
 - ・経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費
- ユニット型小規模介護福祉施設
 - ・ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ） ⇒
 - ・経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ） ⇒